

各都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室長

分別収集された使用済ペットボトル等の再商品化のための円滑な引渡しの推進について(通知)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 76 号)が平成 18 年 6 月 15 日に公布され、同法により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成 7 年法律第 112 号)第 3 条第 2 項の基本方針に定める事項として「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」が追加された。

本改正の趣旨は、市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)により分別収集されたポリエチレンテレフタレート製の容器等(以下「使用済ペットボトル等」という。)が海外に輸出される事例が見られており、このような状態が続けば、国内における使用済ペットボトル等の再商品化事業者の経営悪化等を招き、我が国における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施が困難となることが懸念されることから、国の方針として、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等について、指定法人等への円滑な引渡しを促進することを明らかにするものである。

本改正規定については、平成 18 年 12 月 1 日から施行することを予定しており、現在、当該基本方針の策定作業を進めているところであるが、その中で、市町村は、ペットボトル等の容器包装廃棄物を分別収集するときは、自ら策定した分別収集計画に従い、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であること等を定めることとし、現在パブリックコメント手続を行っているところである(別紙 1)。

また、平成 18 年 6 月 23 日付け事務連絡において、使用済ペットボトルの有償入札に係る財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)の収入については、入札において有償となった特定分別基準適合物を協会へ引き渡した各市町村に対して拠出する方針を既に通知しているところであり(別紙 2)、このような対応も踏まえ、市町村にあっては、基本方針に定める趣旨を十分理解の上、国内における再商品化の安定的な実施の確保、ひいては我が国の循環型社会の形成を図るため、分別収集した使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しを推進するよう、貴管下市町村に対する指導、周知等の徹底をお願いする。

なお、市町村による協会への平成 19 年度分の分別基準適合物の引渡しに係る申込みが 12 月中旬にも締め切られる見込みであり、当該申込みにおいても市町村による指定法人等への円滑な引渡しを図られるよう、貴管下市町村に対する上記の周知及び指導について可及的速やかな対応をよろしくお願いする。

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針案の概要(抄)

前文

使用済ペットボトルを始めとする分別収集された容器包装廃棄物に係る海外への輸出により、国内における再商品化の安定的な実施に支障を生ずるおそれがあることについて記述。

4. 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項(新規)

市町村は、

- ・ 容器包装廃棄物を分別収集するときは、自ら策定した分別収集計画に従い、再商品化施設の施設能力を勘案して、指定法人等に分別基準適合物を円滑に引き渡すことが必要であること
- ・ 分別収集された容器包装廃棄物について、指定法人等に引き渡されない場合、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、それが環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認し、住民への情報提供に努める必要があること

を記述。

国は、分別収集された容器包装廃棄物がどのように処理されているかについて、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理を促進するための情報提供その他の措置を講じることを記述。

事務連絡  
平成18年6月23日

都道府県一般廃棄物担当部(局) 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

ペットボトル有償入札に係る収入の市町村への拠出について

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行については、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市町村が分別収集し、財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。)に引き渡した容器包装廃棄物については、協会が再商品化事業者の入札選定を行い、再商品化を実施してきたところですが、協会は、使用済ペットボトルの市場価値向上と再商品化事業者の入札算定における公平性確保ということを踏まえて、平成18年度分の使用済ペットボトルの再商品化事業者の入札選定から、有償入札を認めることとしました。落札の結果は、有償入札が大半を占め、現時点で約26億円の有償入札による収入が再商品化事業者から協会へ支払われる見込みとなりました。

この有償入札に係る収入については、別途、市町村及び一部事務組合に協会より別添の通知が発出されますので、その旨を貴都道府県管下市町村あて周知されますようお願い申し上げます。

なお、第164回国会で成立した容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律においては、「再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項」が基本方針に定める事項として追加されたところですが、今後、この規定を踏まえ、基本方針において、市町村は、収集した使用済ペットボトルを指定法人へ円滑に引き渡すよう努めること等が求められることになることから、その点についても併せて周知をお願い申し上げます。

(別添)

日包り発第 18 - 87 号

平成 18 年 6 月 23 日

市町村・一部事務組合  
一般廃棄物(容器包装リサイクル)ご担当者殿

財団法人日本容器包装リサイクル協会  
専務理事 新 宮 昭

### P E T ボトル有償入札に係る収入の市町村への拠出について

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じ上げます。

さて、当協会では、P E T ボトルに関し、最近の使用済み P E T ボトルの市場価値向上と再商品化事業者の入札選定における公平性確保ということを踏まえ、平成 18 年度分の再商品化委託の入札から有償入札(再商品化事業者が当協会へ料金を支払う)を認めることとしました。その結果、平成 18 年度については、落札は有償入札分が主体となり、現時点では当該有償分の収入が年間約 26 億円と見込まれます(これに対し、従来通りの逆有償分の金額は約 1 億円の見込み)。

有償分の収入の取扱いについては、その資金の性格を踏まえ、入札において有償となった特定分別基準適合物を当協会へ引き渡した各市町村に対して、それぞれの落札価格に応じて拠出することが適切との所管省庁の見解であり、当協会としても今後その見解に沿って、下記のように対応してまいりますので、ご連絡申し上げます。

P E T ボトルの国内リサイクル体制の確保があらためて課題となっている昨今ですが、平成 19 年度の当協会への引き渡しに関しても参考にさせていただきたくお願いいたします。

敬具

### 記

1. 有償分に係る収入は市町村に拠出し、従来通りの逆有償分に係る費用および協会経費は特定事業者に負担していただく方針です。
2. 当協会と再商品化事業者との間の料金収受については、有償分についても、再商品化実施料として再商品化実績(契約再商品化率で割戻して引き取り換算)に応じて行います。(従って、市町村の当協会への引き渡しとは時期的に差が生じ、また最終的に金額面でも引き渡し量ベースとは多少の差異が生じます。)
3. 上記の方針であります。有償分に係る収入の市町村への拠出(配分)の詳細計算ルールおよび業務システムにつきましては今後構築するところですので、より詳細には別途あらためて連絡させていただきます。

以上